

川越・東松山民商 春の運動ニュース 2/9 NO.4

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

13都県のまん延防止措置、3/6まで延長予定 政府、10日にも正式決定 現在の所、確定申告提出期限の延長はなし

2/13 までとされていたまん延防止等重点措置と、埼玉県からの要請に関して、政府は、医療のひっ迫状況を鑑み、3週間程度の延長を10日に決定します。

飲食店への時短・休業・酒の提供自粛要請と、16期協力金について

飲食店への自粛要請、酒の提供に関わる「ワクチン・検査パッケージ」の実施等も延長になると見込まれます。協力金16期の申請期間に関しては現在確認中です。

県知事発言より、埼玉県内でも検査キットが品薄になっているようです。酒提供時に確認する、①2回目のワクチン接種、②PCR検査から3日以内、③抗原検査から1日以内での、ドラッグストア・ウェルシアなどで行われているPCR・抗原検査の無料検査も、各店の状況によってはすぐに出来ない可能性があります。

今年の確定申告の期限延長はなしも、個別事情での延長対応は認める ~国税庁~

3・13 実行委員会での国税庁交渉において、今年の確定申告では、昨年のような一斉の申請期限延長は行わないが、個別事情での延長は認めました。

例えば、「コロナの影響で感染リスクが高いため帳簿がまとまらない」などの理由で、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出を行えば、期限後であっても期限内での申請とし、延滞税もかかりません。

1回目の班会でもお伝えしていますが、民商での集団申告は3/11(金)に開催します。

税務署の「センター化」に対する回答「申告書を受け付けないことはありえない」

同じく1回目の班会で説明をしていますが、県内では、大宮税務署、浦和税務署の管轄する地域での、「紙での申告書提出の郵送先」が、今年から関東信越国税局になっています。

昨年7月から、「税務署内部事務のセンター化」が実施されており、デジタル化と共に一方的に進められています。

現在、川越税務署、東松山税務署では、センター化は行われていませんが、今後、管轄税務署が書面での申告を受け付けない自体に発展する可能性があります。

国税庁は、「税務署に持ってきた申告書を受け付けないことはあり得ない。受け付けない事実があれば適切に指導する」と回答しています。

今後、「国税局長」からの文書が届く場合も!?

センター化により、行政指導文書等の責任者が「国税局長」と記された送付文書が届くことがあることが、国税局のHPで確認ができます。

国の主権である納税者を、脅かし委縮させることが安易に想像できる文書を送付するなど、もってのほかです。



各地で1回目の申告班会開催 コロナ禍でのやりたい放題の制度改悪

各公民館で1回目の班会を開催中です。申告書の変更点説明、今年から始まった電子帳簿保存法、来年の確定申告で書類を申請する必要があるインボイス制度と売上1000万以下の免税業者は、消費税を納める業者を選択するべきかなど話し合っています。



今回の確定申告での大きな変更点 ★申告書などの押印が廃止

令和3年度の税制改正で、一部担保提供関係の書類を除き、印鑑を押す必要がなくなりました。確定申告書、消費税申告書、青色決算書、各種届出書などを含め、印鑑は押さなくても提出可能です。

訂正した場合の訂正印も必要ありません。任意で押印することも可能です。過去の書類で、㊞のマークがついてある書類でも、押印は必要ありません。

零細業者への負担増。大企業・大富豪への増税を ~大東支部1回目班会より~

2日、大東公民館にて大東支部1回目班会が行われ、昼の班会に7名が参加し、制度の学習を行いました。

1月にアメリカ・ヨーロッパの大富豪102名が「我々富裕層にもっと課税を」という公開書簡に署名をしました。コロナ禍でも富を増やす富裕層は、今の税制が公平でないことを知っているという内容です。

ソフトバンクGは21年3月期連結決算で、過去最高の約5兆円の純利益を計上しましたが、大企業の優遇税制で法人税は0円となっています。一方で孫社長は、個人資産を26兆円増やし、日本長者番付でトップとなりました。

班会参加者からは、「今はコロナで材料が高く仕事も少ない。日本もインボイスで厳しい零細業者への増税ではなく、大企業・富裕層への増税で、みんなでコロナ禍を乗り切るべきだ」と声も上がりました。

菊池支部長は、「世界70の国と地域が消費税を減税と減税の準備している現在、市民と野党の共闘をさらに進め、7月に行われる参議院選挙では、日本も消費税を5%に下げさせよう」と話しました。

日程が追加になった2回目班会(申告書の作成)

3/2(水)	東松山唐子市民活動センター、	3/4(金)	高階公民館、
3/7(月)	北部地域ふれあいセンター、	3/8(火)	霞ヶ関公民館、
3/9(水)	中央公民館、大東公民館		

3・13 重税反対統一行動(集団申告) 3/11(金)

編集幸喜 班会で会員の申告を確認しています。昨年の支援金や協力金は、「事業の雑収入」となり税金がかかります。特に協力金を受け取った飲食店では、所得税だけで350万円を超えるなど、高額になる場合があります。雑収入の申告が漏れてしまうと、申告後に税務署から呼び出しが来る可能性が高いです。しっかり自主計算・自主申告。集団申告で納税者の権利を主張しましょう。